

幸手市地域福祉計画の進行管理（点検・評価）の実施

幸手市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉に関する事項について一体的に定める計画として、計画期間を平成28年度から平成32年度の5カ年とし、策定されたものです。

この計画の中で、計画の進行管理として、各関連計画（高齢者・介護保険、障がい者、子ども子育て等）と連携を図りながら点検・評価を行い、各事業の見直し、また必要に応じて計画の見直しを行うものとしています。

◎計画の点検・評価の流れ

この計画の点検・評価については、計画に定められている基本目標及び施策に照らし合せ、実施事業毎に所管課にて評価を行い、評価集計結果を「幸手市地域福祉計画推進委員会」に報告説明し、計画の執行状況に及び事業内容に対する推進委員会の意見及び評価を公表します。

- ① 各課が実施した事業について、地域福祉計画の基本目標及び施策毎に、実施状況を確認し、各課にて点検・評価を行う。
- ② 各課にて点検・評価した事業について、「幸手市地域福祉計画推進委員会」に報告説明を行い、計画の進行状況および各事業内容に対する意見及び評価を受ける。
- ③ 意見及び評価結果を所管課に通知し、事業の推進や事業内容の見直しを図る。また、必要に応じて、計画の見直しを行う。
- ④ 各課評価及び推進委員会意見・評価を市ホームページにて公表する。
- ⑤ 次年度以降も同様に実施する。

◎担当課による点検・評価

各課が取り組む事業について、事業ごとに評価シートを作成します。
事業の概要や成果をまとめ、評価を行います。

評価は、

- 1 「順調に進んだ（完了した）」
- 2 「概ね順調に進んだが一部改善すべき点がある」
- 3 「実施したが不十分な点が多い」
- 4 「事業の内容や実施方法など見直しが必要」

から選択します。

最後に、問題点や課題、今後の対応の意見をまとめます。

◎委員会による点検・評価

各課が実施した点検・評価結果を踏まえ、評価を行います。

評価は、

- A 順調に進んでいる（引き続き推進して欲しい）
- B 概ね順調だが、不十分な点がある
- C 推進できた部分もあるが、不十分な点が多い
- D 推進方法も含め、改善が必要である
- E 推進されていない（推進すること）

から選択します。

その他、意見や疑問点を取りまとめます。